

ご遺族の方へ

死亡届提出後の 諸手続について

このたびのご逝去を悼み、心よりお悔やみ申し上げます。
ご家族の方がお亡くなりになられたことにより、さまざま
なお手続きが生じてくるかと存じます。

五霞町では、それらのうち、主なお手続きについて、少
しでも分かりやすくご遺族の方たちのお役に立てるようご
案内をしています。どうぞ、ご活用下さい。

五霞町長

◆ 各種手続きに必要な戸籍謄本・住民票などの取得

証明書	必要書類等	担当窓口	注意事項
戸籍謄本等の取得	<p>請求者の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)</p> <p>*亡くなられた方の配偶者・直系親族以外の方が請求する場合、請求理由を明らかにする書類等が必要になることがあります。詳しくはお問い合わせ下さい。</p>	町民税務課 町民グループ	<p>死亡届提出後、発行までに日数がかかります。</p>
除票の取得	<p>請求者の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)</p> <p>*請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに請求することができます。</p>	窓口 1 番 TEL 0280-84-1965 (直通)	<p>亡くなられたときに同一世帯であっても請求者自身が利害関係人でなければ請求できません。</p> <p>除票に個人番号(マイナンバー)の記載はできません。</p>

◆ 役場で手続きをするもの

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類等	担当窓口
印鑑登録をしている方	自動的に廃止となります。 印鑑登録証を返却するか廃棄してください。	・印鑑登録証	
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返却	・住民基本台帳カード	町民税務課 町民グループ
マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの方	返却する必要はありません。死亡後のさまざまな手続きで、個人番号が必要な場合があります。手元に保管して下さい。		窓口 1 番 TEL 0280-84-1965 (直通)
外国籍の方	<p>在留カード、特別永住者証明書等の返納 (死亡の事実を知ってから 7 日以内)</p> <p>親族又は同居者が最寄りの入国管理局に返納して下さい。直接持参していただきか、右記の住所に送付して下さい。</p>	<p>(郵送の場合) 〒135-0064 江東区青梅 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 東京入国管理局 おだいば分室 *封筒の表に「在留カードの返納」と表記してください。</p>	東京入国管理局 水戸出張所 TEL 029-300-3601

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類 等	担当窓口
国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証の返還	・亡くなられた方の被保険者証	
後期高齢者医療に加入している方	葬祭費の支給申請 *被保険者証の発行元の市区町村で手続きをして下さい。 (葬儀の翌日から2年以内)	・喪主の方の印鑑 ・通帳(またはキャッシュカード) ・喪主であることを確認できる書類(会葬礼状または葬儀の領収書等)	
医療福祉費制度を利用している方	医療福祉費受給者証の返還	・医療福祉費受給者証 *詳しくは担当窓口にお問い合わせ下さい。	町民税務課 町民グループ 窓口2番
国民年金を受給している方 国民年金に加入している方 *国民年金の他に厚生年金・共済年金がある方は、年金事務所等での手続きとなります	未支給年金請求 遺族基礎年金請求 (5年以内) 死亡一時金請求 (2年以内) 寡婦年金請求 (5年以内)	・年金証書 ・亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ・生計同一証明書(必要な場合があります) ・請求者となる方の預金通帳またはキャッシュカード ・認印 ・請求者の住民票謄本(本籍、続柄入り) ・亡くなられた方の除票(本籍、続柄入り) ↓ 亡くなった方及び請求者のマイナンバーの記載がある方は住民票、除票の添付が省略できます。	TEL 0280-84-1965 (直通)
厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方	・年金の種別や加入状況により手続きの内容や必要書類等が異なります。 ・管轄の年金事務所または各共済組合事務所にお問い合わせ下さい。		ねんきんサテライト加須 TEL 0570-05-4890 (ナビダイヤル) 下館年金事務所 TEL 0296-25-0829

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
土地や家屋をお持ちの方	<p>相続人代表者指定・変更</p> <p>代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方を指定していただきます。</p> <p>相続登記が完了するまでの代表者としてお願いをしております。</p> <p>◎未登記家屋所有者変更(登記していない建物をお持ちだった方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者となる方の印鑑 <p>* 土地・建物は法務局で管理しているため、所有者の方は法務局にて相続登記をお願いします。</p> <p>水戸地方法務局 下妻支局 TEL:0296-43-3937</p>	町民税務課 税務グループ 窓口 4 番
本人名義の口座から町税等を口座振替している方	<p>納付方法の変更</p> <p>担当窓口 3番 4番 町県民税・固定資産税 軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料</p> <p>担当窓口 7番 健康福祉課 高齢者支援 G TEL 0280-84-0006 介護保険料</p> <p>担当窓口上下水道課 TEL 0280-84-3000 上下水道料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関届出印鑑 通帳 	TEL:0280-84-1966 (直通)
バイク、軽自動車、トラクター等をお持ちの方	名義変更または廃車	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 ナンバープレート（五霞町ナンバーの方で廃車をする場合は持参して下さい。） 標識交付証明書 <p>* ケースにより、必要なものや手続きが異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。</p>	
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の障害者手帳、療育手帳など 手続きする方の印鑑 	健康福祉課 社会福祉グループ 窓口 6 番 TEL:0280-84-0006 (直通)

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
各種受給者証をお持ちの方	各種受給者証の返還 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療費受給者証	・各種受給者証	
児童手当 ・保護者(受給者) ・児童	未支給の請求 新受給者による認定請求 消滅または減額改定	・印鑑 *死亡月内又は死亡日翌日から 15 日以内にお手続きをお願いします。 *事由により必要書類等が異なりますので、お問い合わせ下さい。	健康福祉課 社会福祉グループ 窓口 6 番 TEL:0280-84-0006 (直通)
児童扶養手当、特別児童扶養手当 ・保護者(受給者) ・児童	未支給の請求 資格喪失または減額改定		
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証の返還	・介護保険被保険者証	健康福祉課 高齢者支援グループ 窓口 7 番 TEL:0280-84-0006 (直通)
農業者年金受給者の方	亡くなった方の ・戸籍謄本 ・年金証書(見つからない場合は、農協の担当者にお問い合わせ下さい) 申請者の方の ・戸籍謄本 (死者と別戸籍の場合) ・住民票謄本(本籍、続柄入り) ・印鑑 ・申請者の口座のわかるもの	*左記のものをそろえて、農協でお手続き下さい。念のため事前にお問い合わせ下さい。 茨城むつみ農協五霞支店 TEL:0280-84-0003	農業委員会 庁舎 2 階 産業課内 TEL:0280-84-2582 (直通)
農地をお持ちの方	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 下記の機関に手続きが必要な方は、直接お問い合わせ下さい。 ・茨城むつみ農協 五霞支店 TEL:0280-84-0003 ・五霞土地改良区 TEL:0280-84-0005 ・茨城県西農業共済組合 TEL:0296-30-2900	・印鑑 *相続登記済後の手続きになります。 *必要書類等について事前にお問い合わせ下さい。	

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
山林(森林)をお持ちの方	森林法第10条の7の2 第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 *相続登記済後の手続きになります。 *必要書類等について事前にお問い合わせ下さい。 	産業課 庁舎2階 TEL:0280-84-2582 (直通)
上下水道の使用者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、使用者が変わる場合 ・上下水道を使用しない場合 ・口座振替の変更、開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道使用者変更届 ・上下水道休止届 ・口座振替依頼書 (各金融機関窓口へ提出して下さい) <p>*詳しくは上下水道課にお問い合わせ下さい。</p>	*町民税務課税務グループ窓口3番 でも手続きが出来ます 上下水道課 川妻浄水場内 TEL:0280-84-3000 (直通)
議員年金を受給している方	<p>未支給年金請求</p> <p>消滅または遺族年金請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・亡くなられた方の除籍抄本 ・請求者となる方の戸籍謄本 ・口座番号のわかるもの ・印鑑 	議会事務局 庁舎2階 TEL:0280-84-1111 (代表)

メモ



◆ 役場以外で手続きをするもの

(主な手続きとなります。下記にない手続きで必要となる場合もございます。)

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類等	問い合わせ先
自動車をお持ちの方	廃車または名義変更 自動車税の手続き	右記にお問い合わせ下さい	* 名義変更等の手続き 土浦自動車検査登録所 TEL:050-3816-3106 * 納税の手続き 茨城県筑西県税事務所 TEL:0296-24-9190
所得税の準確定申告の一定の要件に該当する方 財産を相続された方で相続税の申告をする必要がある方	所得税の準確定申告 (4ヶ月以内) 相続税の申告 (10ヶ月以内)	詳しくは税務署にお尋ね下さい	古河税務署 TEL:0280-32-4161
財産をお持ちの方 土地、建物をお持ちの方	相続の放棄(死亡の事実を知ってから3ヶ月) 限定承認 不動産の相続登記	家庭裁判所にお問い合わせ下さい 法務局にお問い合わせ下さい	被相続人の住所地の家庭裁判所 水戸地方法務局 下妻支局 TEL:0296-43-3937
銀行預金 郵便貯金をお持ちの方	名義変更	銀行、ゆうちょ銀行にお問い合わせ下さい	
生命保険	保険金の請求等	保険会社にお問い合わせ下さい	
簡易保険	保険金の請求等	最寄りの郵便局にお問い合わせ下さい	
電気・ガス・NHK・電話	名義変更等	各事業所・営業所等にお問い合わせ下さい	
クレジットカード		各クレジットカード会社にお問い合わせ下さい	
相続手続きが複数ある場合	法定相続情報証明制度の利用	法務局にお問い合わせ下さい	水戸地方法務局 下妻支局 TEL:0296-43-3937
自筆証書遺言書保管制度の利用がある方	遺言書の内容の証明書や閲覧	手続きには予約が必要になります 詳しくは法務局まで	